

## 文京区環境基本計画改定協議会設置要綱

27 文資環第 1308 号平成 28 年 1 月 19 日 区長決定

(設置)

第 1 条 文京区における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る文京区環境基本計画（以下「計画」という。）を改定するため、文京区環境基本計画改定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 文京区の環境に関わる現状の分析及び把握、課題の抽出に関すること。
- (2) 計画の内容に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 15 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
  - (2) 公募区民 5 人以内
  - (3) 区内関係団体の推薦による者 7 人以内
- 2 前項第 2 号に規定する公募区民の委員は、別に定める文京区環境基本計画改定協議会公募委員募集要領により募集する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公募区民の委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 6 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長及び教育推進部長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、その意見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。